小・中・高等学校 校長・教頭 御中 2000 / 12 / 10 No.1 発行 無断転載・コピー禁止

(発行)教育開発情報センター 東京都文京区本郷 2-15-13 TEL (03) 3815 7066 http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

学校経営版

学校経営のポイント

少年法改正と学校教育

若井 彌一

今国会の重要法案の一つとして教育関係者に注目 されていた少年法の一部改正が,ついに成立した。

国会でのこの改正案についての審議は,それほど 長時間に及んだわけではないが,少年法の根本理念 に関連する内容を含むものであっただけに,国会外 で,意見の対立が久しく展開されてきたことは多く の人々の知るところである。

少年法の一部改正が行われたことを契機として、 学校教育は新たな宿題を背負ったとの自覚をもちた いものである。

「少年法」一部改正の要点

今国会で成立した少年法の一部改正案の要点は, 箇条的にいえば,次のようになる。

- (1) 検察官送致が可能な年齢制限(16歳以上) を撤廃する。家庭裁判所は,故意に被害者を死亡さ せた事件で(加害者が)16歳以上の少年の場合には, これを検察官送致(いわゆる「逆送致」)しなけれ ばならない。
- (2) 少年(少年法第2条第1項 この法律で 「少年」とは,20歳に満たない者をいい,「成人」 とは,満20歳以上の者をいう)を少年鑑別所に収 容する観護措置期間は,8週間を超えることができ ない(これまでは,4週間を超えることができない とされていた。
- (3) 罪を犯したとき,18歳未満の者に対して は、「無期刑」で処断すべきときでも、10年以上15 年以下の「有期刑」を科すことができる。
- (4) 18歳未満の者には死刑を科さないとして いる少年法の規定により,無期刑の言渡しを受けた 者には,7年を経過後に仮出獄(通称「仮出所」)を 許す規定を適用しない。

参考 少年法第58条(仮出獄) 少年のとき

懲役又は禁錮の言渡を受けた者には,次の期間を経 過した後、仮出獄を許すことができる。

- 無期刑については7年
- 第 51 条の規定により言い渡した有期の刑に ついては3年
- 三 第52条第1項及び第2項の規定により言い 渡した刑については、その刑の短期の3分の1
- (5) 検察官は,少年事件の事実認定で重大な 誤認などがあるとする場合,高等裁判所に抗告受理 を申し立てることができる。

学校教育に新たな任務

以上の5点のほかにも,少年事件の被害者への事 件の記録の閲覧・コピーの容認とか,単独ではなく 合議体(3人)による審判制度の導入など,今回の 少年法の一部改正は,少年法の根幹に関する事項を 部分的に改める内容のものである。

賛否両論あって当然であるが, とにかくこのよう な改正の事実を重く受けとめ,学校教育関係者は, 少年を犯罪者にさせないために,少年の「心の教育」 の充実に,特段の力を注ぐ必要があるとの自覚をも って臨みたい。

法の「厳罰化」をもって臨むしかないというのは, 一面では,教育力の低下を認めざるを得ないという ことである。教育の威信をかけた取組みが展開され なければなるまい。(わかいやいち=上越教育大学教授)

…本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクロ ーズアップされている現状から,全国の小・中・高等学 校等を対象に 12 月から月 2 回発行します (購読料は不 要)。本紙が不要の場合は,無料 FAX 0120-462-488 にて ご連絡くだされば,以後の配信はいたしません。FAXに よる質問等も受けつけています。

本紙はホームページでも閲覧できます http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

緊急増刊 1月刊

予約受付中! お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

教課審委員を含む専門家が改訂のポイントを徹底解説,記入方法を図解で例示!

定価 2,350 円